

消費税及び地方消費税（個人事業者）の中間申告と納付

個人事業者の方で、令和2年分の確定消費税額（地方消費税額を含みません。）が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。「令和2年分の確定消費税額」とは、令和2年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、期限後申告又は修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

令和2年分の確定消費税額に応じて、次により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」が所轄の税務署から送付されますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税及び地方消費税を納付してください。

～「国税だより」より抜粋～

⑨差引税額が48万円を超える方

令和2年分の確定消費税額（注）	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	令和2年分の確定消費税額の12分の6の消費税額と その78分の22の地方消費税額	令和3年8月31日（火） （振替納税利用の場合の振替日） 令和3年9月28日（火）

（注）「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額（申告書⑨欄の差引税額）を言います。

事業状況が令和2年と著しく異なる場合などは、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、仮決算による中間申告書は提出期限内に限り提出できます。

中間申告の期限までに、中間申告書を提出されなかった場合でも、前年実績による中間申告の消費税額及び地方消費税額が納付すべき税額として確定しますので、納付期限までに必ず納付してください。

詳しくは、事前予約制の税理士個別相談会をご利用下さい。ご予約は ☎ 381-3101 まで